

よくある質問

2024.4.26

No.	Q	A																								
1	補助金の対象となる車両を教えてください。	<p>補助対象車両の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車(EV) ・プラグインハイブリッド自動車(PHV) ・燃料電池自動車(FCV) <p>※令和6年4月1日以降令和7年1月31日以前に初度登録が完了した新車(中古車、新古車およびリース契約による購入は対象外)</p> <p>※超小型モビリティ、ミニカーおよび側車付二輪自動車・原動機付自転車は対象外</p>																								
2	対象の車種を教えてください。	<p>一般社団法人次世代自動車振興センター https://www.cev-pc.or.jp/ 対象車両一覧 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R5ho/R5ho_meigaragotojougen_2.pdf でご確認ください。</p>																								
3	補助金額はいくらですか。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">電気自動車(EV)</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車(PHV)</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車(FCV)</td> <td style="text-align: right;">200,000円</td> </tr> </table>	電気自動車(EV)	100,000円	プラグインハイブリッド自動車(PHV)	100,000円	燃料電池自動車(FCV)	200,000円																		
電気自動車(EV)	100,000円																									
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	100,000円																									
燃料電池自動車(FCV)	200,000円																									
4	現在、電気自動車(EV)を所有していますが、年式が古くなり新車の電気自動車に買い替えようと思っておりますが、補助金は受けられますか。	<p>電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)からの買い替えは、補助の対象になりません。</p> <p>※PHV→EVの買い替えであっても補助の対象にはなりません。</p>																								
5	販売店が県内に無いため、県外にある販売店で購入しますが、補助金は受けられますか。	<p>県内の販売店で購入することが必要です。</p> <p>県外の販売店で購入された場合は、補助金の対象にはなりません。</p>																								
6	自宅に太陽光発電設備やV2Hがありませんが、補助金は受けられますか。	<p>この補助金は、自宅に既設で太陽光発電設備とV2Hとが備わっている方と、車の購入と併せて太陽光発電設備とV2Hを新設される方を対象としていますので、補助金の対象にはなりません。</p>																								
7	対象の車を購入しましたが、現在、自宅に太陽光発電設備やV2Hがないので、これから設置する予定です。いつまでに、設置が完了する必要がありますか。	<p>「設備工事の着工日もしくは完了日がわかる書類」を提出書類にしていますので、設備工事が令和7年1月31日までに完了している場合も含め、令和7年1月31日までに着工している必要があります。着工日の確認のため、契約書、発注書、注文書などの提出をお願いします。</p> <p>(着工日が令和7年2月1日以降になれば、対象にはなりません)</p>																								
8	提出する納税証明書とはどのような証明でしょうか。	<p>提出していただく納税証明書は、滋賀県の県税に未納がないことの証明です。下記の各県税事務所で交付を受けてください。</p> <p>※直近3か月以内に取得された原本</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事務所名</th> <th style="width: 40%;">住所</th> <th style="width: 30%;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部県税事務所</td> <td>〒520-0807 大津市松本一丁目2-1</td> <td>077-522-9805</td> </tr> <tr> <td>西部県税事務所 高島納税課</td> <td>〒520-1592 高島市新旭町北畑565</td> <td>0740-25-8012</td> </tr> <tr> <td>南部県税事務所</td> <td>〒525-8525 草津市草津三丁目14-75</td> <td>077-567-5406</td> </tr> <tr> <td>中部県税事務所</td> <td>〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23</td> <td>0748-22-7707</td> </tr> <tr> <td>中部県税事務所 甲賀納税課</td> <td>〒528-8511 甲賀市水口町水口6200</td> <td>0748-63-6106</td> </tr> <tr> <td>東北部県税事務所</td> <td>〒526-0033 長浜市平方町1152-2</td> <td>0749-65-6606</td> </tr> <tr> <td>東北部県税事務所 湖東納税課</td> <td>〒522-0071 彦根市元町4-1</td> <td>0749-27-2206</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	住所	電話番号	西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-522-9805	西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8012	南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-567-5406	中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707	中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106	東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6606	東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2206
事務所名	住所	電話番号																								
西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-522-9805																								
西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8012																								
南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-567-5406																								
中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707																								
中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106																								
東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6606																								
東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町4-1	0749-27-2206																								